

平成28年第4回度会町議会定例会会議録

招集年月日 平成28年12月15日

招集場所 度会町議会議場

開議 平成28年12月15日（午前9時00分）

出席議員	1番 若宮 淳也	2番 西井 仁司	3番 溝口 周生
	4番 岡村 広彦	5番 舟瀬 勝	6番 登 喜三雄
	7番 濱岡 裕之	8番 牧 幸作	9番 木本タエ子
	10番 福井 秀治	11番 八木 淳	

欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 順一	福祉・環境課長	岡田 美和
副 町 長	藤田 心作	水道課長	山下 弘文
総務課長	西岡 一義	産業振興課長	山下 喜市
総務課防災・IT担当課長	中西 章	建設課長	北村 晴紀
政策調整課長	中井 宏明	会計管理者兼出納室長	中川美知彦
税務課長	中井 均	教育委員会教育長	中西 正典
住民生活課長	岡谷 吉浩	教育委員会事務局長	作野 和幸

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	森井 裕	書 記	迫本 晃
書 記	中川 知央	書 記	大谷 悦正

議事日程

日程第1 一般質問

1. 3番 溝口 周生 議員
2. 1番 若宮 淳也 議員
3. 6番 登 喜三雄 議員
4. 10番 福井 秀治 議員

日程第2 各常任委員長 審査結果報告、質疑

日程第3 討論（議案第60号～議案第74号、発議第8号）

日程第4 採決（議案第60号～議案第74号、発議第8号）

追加日程第1 議案の上程（発議第75号、議案第76号）

追加日程第2 提案理由の説明（発議第75号、議案第76号）

追加日程第3 質疑（発議第75号、議案第76号）

- 追加日程第4 討論（発議第75号、議案第76号）
- 追加日程第5 採決（発議第75号、議案第76号）
- 追加日程第6号 議員提出議案の上程（発議第9号）
- 追加日程第7号 提出理由の説明（発議第9号）
- 追加日程第8号 質疑、討論、採決（発議第9号）
- 追加日程第9号 委員会調査報告の申し出について
- 追加日程第10号 委員会調査報告
- 日程第5 閉会中の継続審査の申し出について
- 追加日程第11号 議員派遣の件について

上程議案

- 議案第60号 平成28年度度会町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第61号 平成28年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第62号 平成28年度度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第63号 平成28年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第64号 平成28年度度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第65号 平成28年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第66号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第67号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 議案第68号 度会町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第69号 度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第70号 度会町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 三重州市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重州市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 議案第72号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第73号 度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第74号 度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第75号 度会町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第76号 度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 発議第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 発議第9号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

◎開会の宣告

(9時00分)

○議長(八木 淳) ただ今の出席議員は11名で、定足数に達しております。

よって、平成28年第4回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により、会議を進めたいので、御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより、一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いします。

3番 溝口周生議員、溝口議員においては自席での発言を許可します。

《3番 溝口 周生 議員》

○3番(溝口 周生) ただいま議長の許可を得ましたので、自席から質問をさせていただきます。

今回は過疎地域の交通計画を、早急に進めてほしいということで質問をさせていただきます。

度会町は、この近隣周辺自治体と比較して、特に過疎地域の交通の確立や、防災行政無線の個別受信などが住民サービスの点で大きく水をあけられているのではないのでしょうか。

毎日のように高齢者が主体となる交通事故が報道されておりますが、いずれは免許証の返納と思いながらも、いざ車がないと生活が成り立たないから仕方なく運転をしているということもあり得るのではないのでしょうか。

今、度会町もそういう状況になりつつありますけども、今、本当に必要な地域にどのような交通形態が望ましいのか、考えることは喫緊の課題ではないかと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長(八木 淳) 中村町長。

○町長(中村 順一) 皆さんおはようございます。

ただいまの溝口議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思っております。

溝口議員さんと同様に、交通弱者の移動手段を確保するということの重要性につきましては、私自身ももう十分認識をいたしておりますし、一日でも早く住民の皆様方の期待に応えたい気持ちでいっぱいでございます。

しかしながら、現段階では結論には、まだほど遠いところがございます。

また、平成29年度から30年度にかけて、今後、いわゆる買い物が難航してい

る、あるいは通院とか、そういった非常に不便をおかけしている方々に対しての課題を絞り込んで、ちょっと具体的な施策による協議を、この平成29年から平成30年にかけて、課題をしぼり込み、平成30年を目度に結論を出せればと考えております。

この課題につきましては、平成27年12月議会及び平成28年3月議会で、登議員さんの一般質問でも答弁をさせていただいたとおりでございまして、まだ進展がないやないかというような感じではございますけども、水面下ではそれなりの議論はしておりますけど、やっぱり絞り込んでいくのかなという感じになります。現在のところは、いつも申し上げておりますけども、南伊勢高校前を經由し川口と役場を結ぶ町営バスの事業、それから度会町社会福祉協議会に委託をしております、福祉有償運送事業というのを実施して、移動手段の確保に努めているところですけども、当町の地理的な条件、そして、現在運行している三交バス路線を考慮しながら、当町の実情に即した交通弱者の移動手段の実現に取り組みたいと考えております。

これも、今もこれからも変わりはありませんけど、特に、先ほど平成29年から30年度と申し上げた裏には、具体的に、まずやはり既存のバス事業者との突っ込んだ話し合いの場を、平成29年度早々から、私自身が持ちたいと考えております。

その中で、三重交通グループさんには、運転免許証返納者に対して、運賃の割引などの外出支援の三重交通さんらしい、サポート制度の拡充を計画しておられるということも聞いておりますので、こういった民間の事業者による制度にも期待をしながら、三重交通さんとも話をして絞り込んでいきたいと、このように思っています。

移動手段につきましては、福祉輸送のように、出発地から目的地までのドア to ドアというのが理想ではございますけども、時間を頂戴しながら、平成29年度には前向きに、費用対効果を十分検討した上で、具体的な事業実施に向かうべきであると考えておりますので、今後ともまた議員の皆様方の御理解をお願いして、答弁とさせていただきますと思います。

○議長（八木 淳） 溝口周生議員。

○3番（溝口 周生） ぜひ早急に、取り組んでいただいているんですけども、実現できることを皆さん待っておりますので、水面下というよりもぜひ表のほうで声が聞こえるような形でどこまで進んだらというふうなことを発表してもらえるとありがたいんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいま私が申し上げた水面下というのは、決して消極的とか、密閉主義ではございませんので、ただやはり問題が非常に課題を先ほど絞り込むという言葉、きょうは言いましたけども、やっぱり絞り込んでいかないと、いろんな幾つかの二つ、三つ方向性はもっておるんですけど、これをいつまでもこの

中でやっててもいかなのですけども、そういう面ではしっかり内部で検討しながら、そして、また議員さん方にはいろんな私の諸施策と同じように、中間報告なり、今はこうなっているということを申し上げたいと思います。

まだ、議員さん方に申し上げるほどの案まで、まだ至ってない、ほど遠いという言葉を使いましたけど、平成29年度をやっぱり1月をもって元旦スタートで悪いんですけども、本格的にといいますか。いよいよ度会町も中山間地域の中でも利用者に対するあれをやらなきゃいけないのかと、もうやる前の課題と利便性のことを考えると、なかなか前へ進んでいくこともできなかつたんですけども、やっぱり思い切ってこれを今の当町がいろいろと利便支援をお願いしている事業者との突っ込んだ話し合いをそろそろすべきときに来たかなという気が、私自身がしておりますので、そういったことで水面下というよりは、全部掘り出してという気はないんですけども、ある程度の整ったところで、議員さん方にお知恵をかりたいところは、また議員懇談会なりで提示をさせていただいてやっていきたいと思っています。それが平成29年から、平成29年中といいますか。平成30年にできたらそういう実施のできる具体案に一本に絞り込めたらなと思っています。100%の支援というのは、なかなかできないと思いますけども、今まで以上に住民の方々にかけた不便性を解消するような案を示して、皆さんのぜひとも議決ではないけども、御承認をいただきたいと、このように思っております。

○議長（八木 淳） 溝口周生議員。

○3番（溝口 周生） ありがとうございます。本当に今現在ももう困っている人はたくさんみえますから、町長が任期中にぜひ走らせるところまでお願いしたいと思うんですが、これは要望としてお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（八木 淳） 以上で、溝口周生議員の質問を終わります。

続きます、1番 若宮淳也議員。

《1番 若宮 淳也 議員》

○1番（若宮 淳也） 皆さん、おはようございます。

1番議員の若宮淳也でございます。議長のお許しをいただきましたので、教育長へ学校教育について、2点ほど質問をさせていただきたいと思っております。

まず、いじめ問題についてからよろしく申し上げます。

今、日本の教育、子育てという視点から深刻な問題の一つに上げられるいじめ問題ですが、私から申し上げるまでもございませぬけども、いじめにより児童生徒が苦しんでいるケースが全国の学校教育の現場で起こっております。そのことはテレビやマスコミなどを通じて、かなり深刻な事件も報道されております。

私はちょうど子育てする世代の議員としまして、この問題について町民の皆様よりいじめに対する問題についてのお話や御意見、あるいは不安に思うことをよく伺

います。いじめを早期に発見できなかつたり、発見しても教育委員会や学校が早い段階で迅速・適切に対応できなかつたりする場合があります。いじめられている児童生徒の転校や最悪のケースでは、みずから命を絶つという事件も、全国で発生しております。いずれにしましても、早期発見することが一番の課題だと思っております。最近のいじめは、インターネットやSNSを使ったものが、一番多く、一昔前と異なりまして、いじめの拡散がものすごく早いと、その分深刻になっていると思います。今の時代、インターネットやSNSの現代におけるいじめの問題にも対応していかなければなりません。少しのいたずらやおふざけが、次の日にはいじめになっているケースも、このインターネットやSNSが原因だと考えられます。

今後は、いじめの問題は学校だけに任せていては、早期発見や問題解決にはつながらないので、これまで以上に教育委員会が学校、家庭、地域と連携することが必要じゃないかなと、このように思います。

もちろん学校現場の出来事に関しましては、プライバシー保護の問題でなかなか開示できないというところもあるかも知れませんが、子育てする親御さんに対して、どういう取り組みをして問題を把握しているのかをしっかりと示していただかなければ親御さんの不安がなくなるかなと思いますし、今後はできる限りいじめ対策を、情報提供する必要があるかなと思います。

加えて、個人的な見解ですが、いじめを受けている生徒は、なかなかそのことを親や先生に言えない場合があります。また、いじめられている生徒以外の生徒がいじめを目撃、認識しても、次は自分がいじめられるんじゃないかなと、そういう不安からその事実を誰にも言わない事があります。そういう意味では、子供たちがいじめの事実を何らかの形で学校や親に伝えられるよう、子供たちから適時アンケートをとったりすることが必要じゃないかなと考えます。問題が起こってからのアンケートや個別聴取よりも、適時アンケートをとることが早期発見につながり、幅広くコミュニケーションがとれるのではないかなと考えます。

いじめ相談室への電話相談や校内に設置する御意見箱や相談箱なども、子供たちにすれば、一歩を踏み出す勇気がなく諦めてしまう子もいると思います。それならば、こちら側から手を差し伸べてあげるような取り組みや運動に重点を置くことが大事だと思います。これらを踏まえ、どのように教育委員会が現状を把握し、対応していくのか。また、いじめ問題の重要性を改めて認識し、今まで以上に家庭・地域・学校・教育委員会が協力していじめをなくす取り組みがどのようになされているのか。教育長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（八木 淳） 中西教育長。

○教育委員会教育長（中西 正典） おはようございます。

若宮議員さんの御質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

いじめについてでございますけれども、若宮議員おっしゃられるように、本当に、例えば8月末でしょうか、青森で中学2年の女子生徒が、いじめが原因でみずから命を絶つという本当に痛ましい出来事、あるいは最近の出来事ではございますけれども、県内鈴鹿で集団暴行による死亡事例など、後を絶たないいじめ等の報道に本当に心が痛む思いでございます。

さて、学校において子供たちが生き生きと笑顔に満ちた活動を保証していくために、いじめ防止の取り組みというのは学校運営の根幹をなす極めて重要なことと認識をしているところでございます。

度会町では、平成25年9月、国の「いじめ防止対策推進法」というのが施行するに伴いまして、平成26年11月に「度会町いじめ防止基本方針」を制定をいたしました。それに基づいて関連する外部機関の方々、あるいは部署も含めた委員の方々で構成された「度会町いじめ問題対策連絡協議会」を立ち上げております。

各学校でも「いじめ防止基本方針」並びに「基本計画」を作成いたしまして、学校長を中心とする「学校いじめ対策委員会」を組織をいたしまして、学校全体による取り組みが行われております。

では、次に具体的な学校での取り組みについてでございますけれども、とにかく深刻ないじめに発展する原因となっているのが何といたしましても「発見の遅さ」でございますが、それらに対する早期発見、あるいは早期対応のための手立てが重要になってまいります。

そこで、学校では、まず「日常的な児童生徒の変化・観察」を大切にしております。児童生徒の表情、あるいは様子を観察しながら、異常を感じたらすぐ報告をすることとしております。

次に、職員間の情報共有です。職員会議等で「気になる児童生徒」を共有し必要に応じて全職員で見守る体制を小・中とも組んでおります。

緊急の場合には「いじめ対策委員会」を開催し、他機関との連携を速やかに実施をしております。

若宮議員おっしゃいましたように、何といたしましてもいじめは子供たちの気持ちをどうアンテナ高く、情報をキャッチするかということでございますが、それは「いじめアンケート」という形で実態の把握を努めております。小学校では、6月・7月・9月・12月・2月の計5回。中学校におきましては、5月・7月・9月・11月・1月のやはり5回、それぞれ全校児童生徒を対象に、いじめを主とするアンケート調査を定期的な実施をしております。

アンケートで気になる事例には、担任等関係教諭が聞き取り等で対応をし、校内いじめ対策委員会で協議をしております。

また、担任と日々の出来事を交流する例えば「生活記録ノート」や「日記帳」こ

ういったものを通して、日常の学校生活の中で児童生徒の心の様子を把握し、何らかの兆候等早期発見にも心がけているところがございます。

このように、日常かつ多面的に、度会町の学校では学校生活全般にわたっていじめの早期発見に努めて、問題行動があれば直ちに対応する体制をとっております。

そこで、小・中学校におけるいじめ件数についてでございますけれども、これにつきましては毎月、文部科学省に報告する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」というのがございますが、そこでは、今年度の4月から11月末までのいじめの認知件数は小学校9件、中学校8件が報告されております。そのうち「いじめアンケート」によって発見されたのが4件となっております。いずれも現在、平静な状態になっておりますが、継続した見守りはずっと絶やさないと聞いております。

次に、アンケートではなくて指導面についてでございますけれども、まず、教科指導では、主に道徳、そして学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げまして、いじめ問題を考えさせたりして、いじめの防止に努めております。

また、学校教育活動全体を通じた活動では、小学校では10月に「人権擁護委員」の方々に学校へ来校していただきまして「いじめ」について御指導をいただきました。

また、中学校ではいじめ防止月間に合わせて全校で人権授業を実施し、外部にも公開をしたところがございます。

さらに、平成28年、平成29年度の2カ年、今年度と次年度でございますが、三重県の研究指定を受けまして「人権教育」研究を小・中学校連携により推進を、現在しております。

命の大切さや仲間づくりなど、互いに認め合い励まし合う教育研究の実践を現在行っているところがございます。

ここで、現在最も解決が困難となっております、また深刻化しているインターネットや携帯（スマートフォン）を通じたいじめやトラブルについてでございますけれども、スマートフォンでのSNS（ソーシャル ネットワーキング サービス）関連事案が全国的に大きな問題となっているのは御存じのとおりでございます。

児童生徒や保護者からの相談があって、初めて把握できる状況でございますので、学校での対応が遅くなってしまう、原因メールの削除が不可能なところまで拡散している事例もございます。

そこで、最も重要な役割を担っていただいているのが保護者であると国、あるいは専門家は指摘しているところがございます。

平成21年4月に出されました「青少年インターネット環境整備法」、国の法でございますが、その法によりますと、保護者に対して「子供のネット利用のルールを

決めるなど、しっかり見守る努力をする」ようにと明記されてございます。

このような状況から、度会町でも小・中学校PTA合同で10月に「スマートフォン等の危険性と適切な使用」について専門家を招き講習会を開催いたしました。

さらに、12月、小学校6年・中学校1年を対象にした「人権フォーラム」毎年実施しているフォーラムでございますけれども、今年度は専門家の講師を招きまして「ネットを通じたいじめやモラル」を中心に正しい使い方の学習をしたところでございます。

教育委員会としましては、児童生徒に加え保護者の方を対象に、いじめのサイン・発見シートなどを掲載したリーフレットを11月に配付をさせていただきました。

いじめ防止のためには学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚をいたしまして、相互に協力し合いながら、地域ぐるみでいじめ根絶に向けて取り組むことが求められているところでございます。中でもいじめの未然防止と早期発見・早期対応が何より必要となります。

今後もしじめ防止につきましては、どこでも、いつでも起こり得るという意識をもって、より一層努力をしてまいりますので、学校外での児童生徒の見守りにつきまして、町民の皆様方や議員の皆様方の御協力・御支援をお願いいたしまして、若宮議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（八木 淳） 若宮議員。

○1番（若宮 淳也） 御答弁ありがとうございました。

教育長がおっしゃるように、今の時代は本当に何にしましても早期発見というのが重要でございます。当然、健康である中でまた病院でいろんな病気を発見するというのも、これと同じ早期発見、もうそれが第一じゃないかなと、私自身認識しております。なかなか見抜けないことも多くたやすいことではないのはわかりますけれども、積極的によりスピーディーに学校や家庭、そして地域との連携に力を入れることが大事かなと、このように思います。

先ほどの適時アンケートをとるといふ提案もさせていただきましたけれども、小・中で各5回ずつとっていただいているということなんですけれども、よりよいコミュニケーションを図るためにも、回数をふやしていければふやしていただきたいと思います。そういうふうには思っております。

時代の変化もありまして、今までどおりの対応ではなかなか難しいなど、先ほど言われましたようにインターネットを通じたり、SNS、そういった形でのものが、今、全国的に普及してきているので、本当に難しいことも多々あると思いますけれども、町民の皆様というのは、教育委員会がどのような活動をしているのか。目に見えてないこともあって、定期的に現場へ足を運んできちんとした連携を取り合っているのかとか。あと不安に思う方もいらっしゃると思いますので、今後の対策によ

り力を入れて取り組んでいただきたいと期待しております。

もう一点、学力の低下についてお聞かせ願いたいと思います。

度会町の児童生徒の学力が低下しているのではないかという意見も親御さんからよく聞きます。度会町は1小学校1中学校ですので、子供たちの成長の過程を、他の地域よりもしっかりと把握して、対応することができるはずですし、子供たちの学力の定着も進むはずだと考えます。実際は学力が低下しているのではないかという意見があります。子供たちの学力については低下しているのか。定着しているのか。教育委員会は現状をどのように把握しているのか。また、学力の定着について学校任せになっているのではないかという、そういう指摘もございます。この学力の定着については、度会町全体的な底上げ策が必要と考えますが、どのような対策を行っているのか。教育長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（八木 淳） 中西教育長。

○教育委員会教育長（中西 正典） 学力について、若宮議員さんからの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

平成28年度全国学力・学習状況調査が、本年の4月に小学校第6学年、中学校は第3学年を対象に実施をされたところでございます。その結果内容につきましては、「度会町における平成28年度全国学力・学習状況調査の結果、分析と今後の取り組みについて」として、既に公表させていただいたところでございます。

本町と全国との平均正答率の差を見ますと、小・中学校とも国語A・B、算数、数学A・B全てにおいて全国の平均正答率を今年度におきましては下回っております。度会町のような小学校は70名、中学校は74名規模の調査対象数では、この平均正答率の高低差が年度に大きく高低差があらわれるのが特徴となっております。つまり平均正答率の分母となる調査対象児童数が少ないために、町全体の平均正答率そのまま個々の正答率と近いものというわけではございません。このようなことから、平均正答率の数字のみで学力を測るというのは困難であるということがわかります。このことを念頭に度会町の数値を単年度としてではなく、過去からの推移を見る資料として活用することにより、学力をうかがい知ることができます。

そうしますと、学力調査開始の平成19年度以降の全国平均正答率との差の推移でございすけれども、小学校はほぼ平均的推移となっておりますが、全国平均値を上回った平成20年、そして平成24年度以降は平均正答率が下回っております。全体として全国平均の下で推移していることとなります。

次に、中学校でございすが、全国平均値を大きく上回っていた平成19年度からずっと連続した平成22年度を境に、徐々に低下傾向にあるという状況でございす。

この現状を受けとめまして、教育委員会と小・中学校では学力向上を目的とした「学校評価検討委員会」を設置しておりまして、学力学習状況調査の結果に基づく

分析と授業改善等に取り組む協議を行い、学力向上に向けた実践に取り組んでおります。

まず、小学校では、4月に実施した学力・学習状況調査について、6年生の学力が算数・国語の基礎的な問題も活用力を必要とする問題もともに課題があることを認識し、学校全体の課題としてとらえて取り組み始めた、その一つが、まず朝の学習で算数・国語の基礎的内容の定着を図っております。

また、長期休業中を活用した補充学習を夏・冬の教室として実施をし、10月を「基本的な計算力の強化月間」と位置づけ全校一斉に実施をし、成果がありましたことから現在も継続をして実施をしております。

また、小学校におきましては、県事業として「わかる授業促進事業」を今年度から受けて「学力向上アクションプラン」に基づき、指導方法・指導体制の推進計画を立てて、学力向上のための効果的な習熟度別少人数指導を推進をしております。

中学校では、今年度の学力調査の結果を重く受けとめまして、実施後すぐに全職員で共通理解を図り、学校における学力向上に向けた取り組みを実施をしております。

内容につきましては、まず、朝学習での学習の充実を図って、そして、新たに夏季休業中の補充学習、これは英語科を中心に集中的に実施をさせていただいたところ です。

また、放課後を利用した補習学習も数学科の基礎学習を中心に実施する予定となっております。

また、授業力の向上を目指しまして教員の資質向上のための研修や授業研究も実施をしております。

教育委員会でも、毎年全国トップレベルの平均正答率を維持しております福井県が主催をしております「教育フォーラム」に平成27年、28年度の2年度にわたりまして、学校・教育委員会関係者により、大野市の先進学校視察を実施したところでございます。

この福井県への視察で学力向上のためには、授業づくりはもちろんでございますが「学習環境づくり」を小・中連携により取り組むことを改めて痛感をいたしまして、一貫した指導の徹底を目指していきたいと思っております。

こうした各学校の取り組みを支援するとともに、指導主事の派遣を通じて、授業改善や校内研修がより効果的に行われるように配慮していきたいと存じます。

ただ、学力学習状況調査によって測定できるのは学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面でもあります。このことを十分考慮して、今後の当町の教育の一層の充実を図ってまいりたいと存じます。

児童生徒の教育は、学校・家庭・地域が相互に連携して取り組むことが大切と考

えます。

児童生徒が将来社会人として自立するための基礎となる「学ぶ力」は学校だけでなく、家庭や地域の方々の協力によってその成果はより大きなものとなると確信しております。

最後に、町民の皆様方や議員の皆様方の御協力・御支援をお願いいたしまして、若宮議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（八木 淳） 若宮淳也議員。

○1番（若宮 淳也） 御答弁ありがとうございます。学力につきましては、何を以て学力なのかという定義もさまざまだと思いますし、何ではかるのかというのもいろいろだと思いますけども、教育委員会が子供たちにとって必要な学力とは一体何なのか。そして、今現状では指摘されるように子供たちの学力が実際低下しているのかどうかについても問題意識をもって取り組んでいただきたいと思います。

度会町の未来ある子供たちが学ぶことの大切や、喜びや大切さを感じることができ、学力を定着させることは子供たちがこれから進学し、大人になって社会に出たときに、必ず大きな財産になるはずで、そのために、今、しっかりと取り組むべきと私は考えます。

いじめ問題と合わせ、ぜひ教育委員会の意欲的な取り組みをお願いいたしまして、今回の私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（八木 淳） 以上で、若宮淳也議員の質問を終わります。

続きまして、6番 登喜三雄議員。

《6番 登喜三雄 議員》

○6番（登喜三雄） 登喜三雄です。議長の許可をいただき、町長さんに質問をさせていただきます。

今回は、度会町の中長期計画第6次総合計画・後期基本計画とまち・ひと・しごと総合戦略・第1次改訂版における忘れ物と計画の成果を導く手順について、質問をさせていただきます。

今回の質問については、そのさわり、サビの部分として去る9月議会において、今次の後期基本計画は急激な人口減少社会の到来をつぶさに読み切れていない、その中で、323の施策が提言され、合わせて地方創生としてまち・ひと・しごと総合戦略が補完的に計画されました。町長には残り任期3年間に最も優先すべき行政課題とどうしても取り組みたい成果を上げたい事業は何かを尋ね、町長さんからは平成28年度事業を懸命に進める中で、時期尚早ではあるが、来年度は子育て支援に重点をおいた施策を展開したい。しかるべき時期に意思表示する旨のお話をいただきました。

子育て支援の充実は、将来の我がまちを展望する欠かすことのできない重点施策

であることを理解し、大いに期待するところであります。

さて、私は323の施策そのものが体系的にすぐれたものと評価しながら、いま一度我がまちの人口減少を果たしてどれほど客観的に数値的にとらえているのかを考えてみたいと思います。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、24年後の2040年の度会町の人口は約2,200人減少し、6,000人ほどになるといいます。また、5年後には私たちの世代、団塊世代が75歳以上となるピーク時を迎えます。三重県南部地域は、伊勢市も含め大幅に人口が減少し、高齢化し、南北間の格差が深刻になるといいます。このことを前提にして、本論に入ります。

現計画の忘れ物について、二つの視点を提示いたします。

まず、1点目です。人口減少社会を想定した34集落の将来像と小さな拠点づくりを展望した、度会町のランドデザインをどのように描いていくのか。町内34集落と3つの自治会、それぞれの生い立ちに地理的、社会的な背景が異なります。度会町トータルで2,200人が減少する。果たして、我が立花は、また棚橋はどうなる。それぞれに異なるはずです。そこに小さな拠点づくりとランドデザインが描かれるはずです。小さな拠点となることに期待がかかるこの役場を核とする地域に、今、何が不足するのか。開発の可能性を考えた土地利用はどうあるべきか。他方、周辺集落は人口減少が大きく推移すると予測されるものの、半減程度を目安に拠点における医療・買い物・通勤・通学、介助などのライフラインをどのようにして結ぶのか。このような将来像を描くのがランドデザインです。小さな拠点は注釈のとおり、商店、診療所など日常生活に不可欠な施設、機能を歩いて動ける範囲に集めた「小さな拠点」を形成し、周辺集落と交通ネットワークで結ぶことにより、持続可能な地域づくりを推進する。このことを想定いたします。

2点目です。人口減少と経済性からどうしても荒廃原野化していく農地・農業に対する施策をどのように誘導していくのか。先人が築いてきた農地を守れ、荒廃した茶樹を伐根して異なる作物をつくれ、集落営農や法人農業を考えよ、農地の集積のため農地中間管理機構に借りてもらいなさい。それぞれ机上のプランとして一理があります。しかし、それができないから荒廃農地が生まれます。経済性から見て日本の農業人口は多すぎるとの意見がありますが、度会町は兼業しながら「自給的農業」を守ってきたのです。そのことが立ち行かなくなってきた。今までの農政の延長線上に度会町の農業経営と農地保全の未来はありません。どのように誘導していけばよいのか。今、考えなければならない、私たちの責務です。

そこで、この忘れ物への問題提起に対する町政の考え方を検証してみました。計画されている二つの計画。その中で関係しそうな施策の概念と成果を導く手順について、お伺いをいたします。お尋ねをいたします。

まず一つは、後期基本計画の115ページに掲載がされております。読みます。

秩序ある土地利用の推進、秩序ある土地利用を進めるため町民参加のもとで、土地利用関連計画の見直しなどの検討を進めます。土地利用の方針づくりの検討と記述されております。どのような概念をもって、この成果を導こうとするのかについて、お聞かせをいただきたいと思っております。

二つ目です。もう一つの計画。まち・ひと・しごと総合戦略、14ページに掲載されております。

集落単位や地域ごとの営農のあり方について、集落版の人、農地プラン作成を推進し、地域に見合った将来像の計画立案を進めますとあります。このことについても、その概念と成果を導く手順、すなわちどのようなアクションプログラムをお持ちかをお尋ねいたします。

さらに、少し視点を変えまして、行政理念について、町長さんの所見をお尋ねさせていただきます。

成果を導くためには、総合的な計画から個別計画に発展させるアクションプログラム、すなわち行動計画が必要になってまいります。しかし、能力や思いはあっても、自前での立案には現在の対応に追われ現在の行政体制ではとてもゆとりが感じられません。これは私の見方でございます。外部の力を活用する。的を絞り、シンクタンクとして「産と学」への業務委託が必要な時期を迎えていると考えます。

私は常々、計画なき行政と財政なき計画の盲目性、無力性を胸に刻んでまいりました。行政は、未来に向かって町民皆さんの幸福を求めるための夢をもたなければなりません。地方自治法第1条の2において、「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とする」と定めています。福祉すなわち幸せと豊かさの希求です。児童福祉、高齢者福祉等弱者への福祉のみならず、教育、産業、生活環境、多くの分野で住民の幸せを求めるのが役場の務めです。経済を学ばれてきた町長さんには、恐縮ですが、行政マン、行政ウーマンの皆さんに明治・大正時代の日本経済の発展に貢献した実業家、「渋沢栄一」の“夢七訓”を紹介し、リーダーとしての所見を訪ねます。

夢なき者は理想なし、理想なき者は信念なし、信念なき者は計画なし、計画なき者は実行なし、実行なき者は成果なし、ゆえに幸福を求める者は夢なかるべからず。夢と理想、信念、計画、実行による成果を得て、幸せに至る七つの教えです。俗っぽい話です。私がこの渋沢栄一さんを知ったのは、つい先ごろNHKの朝のドラマで放映された、明治の女性の実業家、広岡浅子をモデルにした「あさが来た」で銀行経営、女子大学創立に助言したのが、渋沢栄一でした。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、ただいまの登議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

思います。

まず、秩序ある土地利用の推進につきまして、「ふるさとを生き、清流と緑と笑顔がかがやく 度会町」を将来像とし、町の財産であるこの良好な自然環境を継承しながら、持続的な発展を推進していくために、自然の保全と開発のバランスを配慮した土地利用を目指します。

町の産業振興につなげ、地域資源を生かし、よりよい生活環境を目指していく中で、今後の産業創出の適切なエリアを選定し、計画的な産業、雇用の創出につなげていき、また、荒廃農地につきましては、再生利用する取り組みを推進し、発生防止と減少対策に努めてまいりたいと思っております。

また、子育て環境や医療、福祉の充実を図って、安心して暮らしやすい住環境を目指し、道路、排水整備計画を定め、定住人口の維持に向けた土地利用を行ってまいりたいと。

登議員さんの御意見の山間部などで集落が散在する地域における戦略として、商店や診療所、行政機関など日常生活に不可欠な施設や地域活動スペースを歩いて移動できる範囲に集め、周辺集落とコミュニティーバスや情報通信ネットワークでつなぐ、この地方創生の国の小さな拠点づくりは、国交省のグランドデザインとしての基本戦略の中心に据えられておりますし、中山間地域を守る一つの重要な施策だと思っております。

今後、これにつきましては、度会町でいえば、道の駅は私、あとで福井議員さんにお答えしますが、夢を追いかけながら拠点と、そういう意味ではこの小さな拠点と結びつけていきたい気持ちも持っておりましたが、やっぱり核となるものを一つ基幹集落に据えながら、そして、歩いて移動できるというのは、いろいろ先ほどの溝口議員さんの御質問もございましたが、そういった日常の利便の確保等もありますし、また、以前にできていた施設がもうなくなったと、それを復活をしていく一つのデザインかなという理解をしております。その中で、今後そういったことも一歩一歩検討をしながら進めていける、可能である範囲にやっていきたいとは思っております。

また、土地取引の円滑化や開発事業の推進にとって、正確な地籍の情報というのが不可欠でございますので、その有効活用の促進に向けた取り組みとして、地籍調査事業を計画し実施しております。

これは、各地域で最近たくさん手を挙げていただいております、大変積極的でうれしいことなんですけども、スタッフの都合上とか、そういったこともありまして、これからはマンパワーが必要とする、この事業でございますので、こういった事業を進めて、そして、まちづくりの一つとしていきたいと。これもこのような関連で、114ページの中ではそういった意味合いをもって文書に表現をさせていただ

きました。

また、少子高齢化が急速に進む一方で、人と自然の共生した暮らしが見直されつつある中で地域の要望を踏まえた生活環境の向上を図るとともに、中山間地域らしい特有の都会にはない魅力的な地域づくりというのを進めていきたいと思えます。

そのためには、町活性化の推進の基軸となる「第6次度会町総合計画 後期基本計画」、そして「度会町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけた各施策の整合性を保ちながら、基本的に推進していくことが必要であります。現状では、各種の計画が作成され、各種の諸施策、先ほど320幾つ言われましたが、そういった事業が、各分野において、いつも申し上げていますように、一步一步、着実に展開されていくように、また、着実に展開されていますけれども、議員さんのおっしゃる「二つの忘れ物」ということにつきましても、総合計画から個別計画に確固たるアクションプログラムがどうかという御質問の一端もございましたが、アクションプログラムというほどのものは、やはり樹立されるまでには、至っておりませんが、それに近いような諸施策の行動を起こしながらの、そういう実践に向かうことは、今現在進行中だと思っております。

議員さんのおっしゃる手順を踏みながら、結果を求めて、成果を求めるということに対して、職員一同、各種事業施策での成果を目指し、行動で示すことができるように創意と工夫という、私のスローガンのもとに、それぞれ地域の皆様方とともに、今、頑張っているところでございます。

昨今も政策調整課を中心とした、今、議員さんがおっしゃったように、精査をしていくといたしますか。数値目標というよりも事業目的達成度といったことを、中間の評価を各担当課からまとめていただいて、この成果を見ながら、既に今後もっと個別的に絞り込みながら施策を進めていきたいと、このように考えております。

このようなまちづくりの取り組みにつきましても、各地域の住民の皆様方とともに、促進をしていくという手順が、私はもう必要であると考えております。

それゆえに、行政主導型というよりは、各地域の方々の事業への参画を、我々行政がどんな形で呼び込み、進めていくかというのが、今後、行政としてのやるべき役割と認識しております。これが今までのなかった行政の変化ではないかと、国家的にも県政にもそういうように兆しとか、いろんな面があらわれると思えますので、そのような形をとって、町の活性化を進めていきたいと。

そして、また具体的な実践活動による成果が住民の皆様方に見えてくるような流れをつくることというのを、まず目標に、今後精進してまいりたいと思えますので、今後も町議会議員の皆様方には、一体となる取り組みを目指し、御助言もいただきながら、御協力と御支援のほどよろしくお願いをしたいと思えます。

また、ここで、議員さんの質問の趣旨で、私のこの回答が一致するかちょっとわ

かりませんけれども、“忘れ物”と言われた一つの農業対策だと思えますけれども、これについて、現状で担当課がどのような事業に取り組んでいるかというのを、少し紹介をさせていただきまして、また議会を通じ、また住民の皆様方にもこういうことをやってるんだよということを、少しでも知っていただきたいと思えますので、それをもとに、今後御理解と御協力をいただければと考えますので、簡単に、その一部を今から説明をさせていただきます。

まず、一つ目は、集落営農組織の法人化でございます。

麻加江地区、既に登記が完了しまして、長原地区が今月中の登記完了を目指すものとなっております。法人化に移るということでございます。これに伴いまして営農ビジョン、いわゆる「人・農地プラン」の作成につきましては、町と普及センターとJA及び関係機関が連携し支援に当たってまいりたいと思っております。

また、小規模な営農集団ができています。そして、集落営農組織への発展が見込める、今後その地域につきましても、アンケート調査や集落の座談会といったような、きっかけづくりを前向きに進めてまいりたいと思っております。

次に、二つ目ですが、認定農業者でございます。当町における現在の認定農業者は20件、認定新規就業者が1名で活躍をしていただいております。特に認定農業者につきましては、この3年ほどで4件ぐらい増加をしており、普及センターとともに経営の安定化や改善策につきまして相談に当たっております。平成25年には認定新規就業者が誕生しまして、現在、経営の拡大を行いながら安定した農業経営を目指しておられます。また、昨年からは農地集約等の相談を受けている認定新規就農候補者というものが就農を開始し、現在、相談と指導を行っているところでございます。

次に、三つ目としまして、国の施策である中間管理機構や農地の有効事業化につきましても、随時、相談や指導を行っています。

農業者ごとに相談内容が異なりますので、今後の展望を明確にする必要があります。実現に向けたアドバイスを行っていくことが必要となります。ハードルの高い施策で支援を受けるためには農業者の方、あるいは生産者の方みずからの計画性と成果を示していくことが必要となってまいりますので、国の中間管理機構を活用した農地の集積並びに、もう一つ、人・農地プランによる担い手の位置づけというものが必要となってきますので話し合いの場を設けるなど、実現に向けて、綿密に打ち合わせを行っている現状でございます。

次に、四つ目の耕作放棄地対策でございますが、耕作放棄地の解消に向けた作物転換では、JAが取り組みます農家の収入増加を目指していく野菜産地化プロジェクトにより、タマネギ栽培の推奨など、獣害対策の整備が必要であっても、収益性が高く見込める作物をとという小さな生産地づくりを目指し、農地の再生利用が期待できるとして試験栽培を行っているところでございます。

五つ目に、地場産業の育成対策としての物づくり支援につきましては、町内の林産物加工品の直売、そしてまたステンレス製品等の加工・販売、第6次産業化による加工販売などの直販を目指しながら、この度会町のふるさと納税制度や、それから商工会の全国展開支援事業を契機として、みずから商品開発をはじめの機運が今、芽生えつつあると、今、認識をしております。農業関係におきましても、他業種の商品開発に刺激を受け、商品開発やブランド化へ前進していくよう今後も、行政として、このようなことを支援してまいりたいと考えております。

以上、一部ではございますが、紹介をさせていただきました。

農業政策につきましては、私のスタンスはもうずっと変わっておりませんので、集約化農業も進めながら、国の施策と県の指導に基づきまして、もう一つは、議員さんもおっしゃられました、以前は農林業で栄えた地域でございますので、いわゆる出稼ぎ農業といいますか。中山間特有の、いわゆる中山間地域特有の農業もしっかりと大事を守る農業として、小さな生産地づくりということで、従来の地域特産物のお茶と米は非常に重要なことは言うまでもございませんが、こういった景観・景色を変えるための農地再生利用の小さな生産地づくりを今後も中長期的な視野に立ちまして、地域の農林業の復活というものを目指しまして、JAの伊勢さん、また商工会さんを中心とした各種団体の皆様方とともに、また、町として地域リーダーの発掘による、地域の個人のアイデアをもった起業家の皆さん方とともに、町の活性化に前向きに取り組んでまいりたいと思います。

登議員さんのおっしゃる二つの忘れ物への活動による実践化による具現化というのを目指して、各種施策をとらえて促進をしてみたいと思っておりますので、今後ともよろしく御指導をお願いをしたいと思います。

また、渋沢栄一さんの名言につきまして、私も非常に浅学でございますので、なかなかわからない部分多いんですが、NHKのドラマの「あさが来た」でござんになっていただきまして、渋沢栄一さんの名言につきましては、もとをただせば、吉田松陰さんが、これは教育者であり、武士の出身でございますけども、そういった立派な方が名言を言われたということも聞いておりますので、この大正から明治にかけてました実業家として成功された渋沢栄一さんの立派な方の、この夢七訓という言葉の意味を、持つ意味をしっかりと受けとめながら、今後、まちづくりの参考にするばらしい言葉であると思います。

御助言をいただきまして、本当にありがとうございます。この七つはもう全て夢と希望を、誰もがこれを目指すところでございますので、私も少なきながら夢も持っておりますので、まだ。夢をどう実現するべき、計画性から実現の成功へというふうに一歩一歩積み重ね、慎重に皆さん方議員さん、そして、また住民の皆さん方と、この度会町のよさを生かしながらまちづくりというのを進めて取り組んでまい

りたいと思いますので、また、今後とも御指導・御協力のほどをよろしく願いをいたします。

以上をもって、答弁とさせていただきます。

○議長（八木 淳） 登喜三雄議員。

○6番（登 喜三雄） ありがとうございます。私は、常々度会町の34の集落がございしますが、三つの自治会も存在いたします。集落を守りたい。この人口減少社会の中で集落を守りたい。コミュニティを守りたい。

もう一つは、ざくっと400ヘクタールほどの水田と200ヘクタールほどの樹園地、これが果たして、この人口減少社会において守っていけるのかどうか。非常に危惧をしております。そういった中で、新しい発想とといいますか。人口減少社会を真摯に受けとめて、その中で度会町の核となる小さな拠点づくりを整備して、そして、周辺の30幾つかになる集落等をネットワークで結んでいく。そういう時代がやがてくるのではないかなと、そういうことを前提にしながら大きな意味での土地利用計画の見直しが必要になってきていると、また、農業施策についても、今、たくさん取り組んでおられる新しい農業施策につきまして、縷々御説明をいただきました。評価をさせていただきたいと思っておりますけれども、やはりそれでも農地は荒廃していく。400ヘクタールの水田が果たしてどれだけになっていくのか。どれほど守れるのか。また200ヘクタールの樹園地がどれほど守っていけるのか。そういうことをもう少し、私はその私の表現の仕方なんですけれども、彫刻刀による精緻なまちづくりの意志は、この323の施策の提案を見れば、よく伝わってまいります。今、町長さんから御説明いただきました、現在進行中の施策についても、よく理解をさせていただきたいと思っております。

私が、お願いをしたいのは、時には鉞をふるったまちづくり、今回問題提起いたしました人口減少の度会町におけるグランドデザイン、繰り返しになりますけれども、すなわち拠点に不足するものと、周辺集落の将来像、あわせてあすの農地、農業経営をどのように描くのか。彫刻刀のような精緻なまちづくりではなしに、時には鉞をふるう度会町の将来に責任と理想と信念をもったまちづくりでございます。特に期待するところでございます。

1点、小さな拠点を参考になる事例を紹介いたします。

議会活動として、今度訪問してみたいと話題に上がっているところに、小児科医がつくった公園が新宮市にあると聞きます。公園と高齢者介護施設、商業施設を一体化した3世代がともに過ごせる2,650坪のエリアだそうでございます。見聞してみなければわかりませんが、小さな拠点に必要なものになるかもしれません。

ただ、まねるのではなく、人口減少社会の到来に備えた、度会町に合った新しい概念の構築が必要になってくるかと思っております。土地利用計画等につきましても、ド

ローンを飛ばしながら、もう一度、鳥の目で度会町を見詰め直しながら、果たして、その役場を中心とした核となるこの拠点に今、必要なものが何か。何が不足しているのか。そういった視点でもって見詰め直していただきたいと思います。ありがとうございました。

明けて2017年が町民皆さんに、希望が示される年となるよう願って、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八木 淳） 以上で、登喜三雄議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

(10時13分休憩)

(10時24分再開)

○議長（八木 淳） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（八木 淳） 続きまして、10番 福井秀治議員。

《10番 福井 秀治 議員》

○10番（福井 秀治） 10番議員の福井秀治でございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告させていただいております件、中村町長に質問をさせていただきます。

まず、簡易水道から上水道への移行についてでございます。

度会町の水道は、昭和30年代から整備が進められ、これまで五つの簡易水道事業でもって運営されてきました。施設整備については、古いものでは30年以上が経過しており、国の補助金制度の変更も契機となり、平成23年度から簡易水道の統合整備事業を進めてこられ、平成27年度において簡易水道の統合が完了し、そして、本年度に法的整備、手続を整え、いよいよ平成29年4月より上水道へ移行される予定となっております。これまでの統合整備事業における事業費のその金額も半端な数字ではなく、度会町の一般会計当初予算に近い額、約27億円余りが投入されました。そのうち国庫負担金が約5億円余り、あと残りを長期の借金である町債と一般財源で構成されております。以前各地区、各字で整備されました耕地整理事業以来の一大プロジェクト事業であったと思います。

このような場合、とかく事業がおくれがちになることが多い中、予定どおり、いやそれ以上に順調に進めてこられたことに対しまして、行政当局担当部署の努力に敬意と感謝を申し上げたいと思います。

本年度行われます法的整備と手続につきましては、条例や規則の制定、改正や、また各関係機関への届け出や報告、そして、これより上水道として企業会計となります当初予算、新予算の編成作業が行われます。受益者から支払われる水道料金でもって、上水道事業を賄うことが基本であることから、健全で持続的な事業経営の観点からも新しい料金設定は重要な意味をもつものと思います。

そして、それには近隣市町の水道料金も参考にしなければならないと思います。基本料金と従量料金の組み合わせ方もあり比較は少し難しい面もありますが、現在の度会町は少し低いほうに当たるのかなと思います。上水道移行時に急激な負担増とならないように、平成24年4月に一度上げて、次に備えるとのことであつたと思いますが、料金設定における基本的な考えと、それによる適正な価格設定はいかに考えられているのでしょうか。

また先般、厚生労働省から水道事業において、水道施設、水道管の老朽化、少子高齢化に伴う人口減による水需要の減少、耐震化率の低さなど深刻な状況が報告され、水道事業の存続の危機が迫っているといわれております。このことを考えてみますと、度会町は絶好のタイミングで施設の更新がなされたところではありますが、将来的に人口減による水需要の大幅な減少により、水道事業が立ち行かなくなる可能性があります。厚生労働省では、民間力の積極的な活用や複数の水道事業をまとめて、広域連携を進めるべきと提言をしておりますが、その水道事業の未来について、町長はどのようなお考えでおられるのか。お聞かせください。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、福井議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

簡易水道から上水道への移行についてでございますけども、住民の皆様方が、社会生活を送る中で、「命」「空気」に続き、「水」はとても大切であり、安全安心な飲料水の供給の確保、そして、老朽化が進んでいる水道管の現状、簡易水道事業への国の補助金が、平成29年度に打ち切られる可能性があるとの理由に基づきまして、平成23年度に住民のそれぞれの皆さんの説明会を開催させていただきました。皆様の御理解と御協力を求めながら簡易水道統合整備事業をスタートをいたしました。おかげさまをもちまして、議員さんのおっしゃるとおり平成27年度には予定よりも早く完成し、この後は、平成29年度に向かいまして上水道への移行手続きを行い、公営企業会計へと移行いたします。これにつきましては、非常に未知の世界ではありますので、新しい水道事業として今後努力して、実施をしてまいりたいと思っております。

なお、この企業会計の事業予算規模、または水道課の態勢につきましては、平成29年度に向かって着々と今、準備を進めておるところでございます。

また、非常に気になる、住民皆さんにとっては気になる水道料金の改定につきましては、福井議員さんのおっしゃるとおり、平成24年度の平均使用料での改定率109%と、統合整備後の引き上げと2段階の引き上げというのを、平成23年度に説明をさせていただきました。平成24年度が実施できなかったんですけども、ここにきて、完成を迎え再改定の時期を迎えております。

水道料金につきましては、事業及び地域の現状と将来の見通し等を踏まえ、水道

サービスの継続、そして、健全な経営の維持が可能となる水準を確保する必要があるということを前提に、減価償却費や資産維持費を含めた原価をもとに算定をすることが必要であり、今回の料金の改定につきましては、先に説明済みの平均の使用量での改定率の120%を基本に経済情勢、経営状況の変化等を考慮の上、再度検討していきたいと思っています。

さらに、2段階でございますけれども、数年後には、アセットマネジメントを整備し配水池の耐震化及び耐用年数を超えた管路の更新、そして、また耐震化を計画的に進めるために、「経営戦略」の必須確認事項を取り入れた、水道ビジョンを作成した後に、内部協議を行い必要な値上げをお願いすることになるかと思えます。課題はいろいろございますが、今後、町議会議員の皆様方をはじめ、住民の皆様方にも、多大なる御理解と御協力をお願いをしたいと思っております。

また、議員さんのおっしゃる将来的な民間活用につきましては、事業規模によっては参画する民間事業者が存在しない場合があります、水道事業の広域連携につきましては事業の統合、経営の一本化、管理の一体化、施設の共同化について広く検討する課題がたくさん必要で、具体的には、企業団化による事業統合のほか、浄水場や配水池の共同設置などのハード面での連携、そして、また水質データの管理、施設の管理、システムの共同化といったソフト面の両面の連携が考えられますが、このことにつきましては平成28年2月29日付で「市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について」というので、総務省からの通知が出されたばかりでございますので、当町が受水している企業庁南勢水道事務所におきましても、津市と松阪市が勉強会を開催するものの、まだ着手したばかりでございますので、実現にはこの先、こういったことの活用は長い年数が必要であるということが想定されることから、今後の一つの検討課題として議論を重ねていきたいと思っております。

この件につきましては、以上で答弁とさせていただきます。

○議長（八木 淳） 福井秀治議員。

○10番（福井 秀治） どうもありがとうございました。人間の生活する上において、一番重要といたしますか、必要なものが水であります。安全で安心できる、そしておいしい水が安定的に供給していただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、道の駅その後についてでございます。

今、この道の駅について述べますことは、町長の心情を思えば差し控えるべきであったかもしれませんが、その後ということで御理解を願いたいと思えます。

先日、私が愛読する新聞に掲載されておりました。料理研究家の冬木れいという方がおられるのですが、その方が道の駅についてのコラムを出しておきまして、それを要約といたしますか。抜粋してちょっと紹介してみたいと思えます。

この秋も全国で次々と新たな道の駅がオープンし、総数1,100カ所を超えたとい

う、道の駅は国土交通省の定義によれば、道路利用者のための「休憩機能」、「地域の情報発信機能」、さらに地域の「関係機能」と三つの機能をあわせ持つ施設とされますが、今や道の駅はその定義をはるかに凌駕した存在に成長し、土地の魅力を語るメッセンジャーになっている。土地の歴史が育ててきた数々の産物が並び、人々を喜ばせ、また、新たな地域産物で創造するアトリエの機能を兼ね備えた道の駅、地域に根づきつつ、華やかさも兼ね備え、合わせた生産者のプレゼンテーションの場として、さらにますます発展していくものと思いますと、このように述べられております。

町長は、政治姿勢として背伸びせず、身の丈相応のまちづくりを、そしてたまには花火を上げるといわれておられました。まさに、この花火を上げるというべき道の駅構想では、この平成24年秋に打ち上げられてから、調査・研究・検討はなされたものの、どうしても乗り越えられない諸々の事情により断念せざるを得ない苦渋の決断をなさりました。

先ほど紹介いたしましたコラムのごとく、まちの活性化、農林商工業の振興など、度会町として最高のパフォーマンスが発信できる場となるはずであったものが、結果としてその機会を喪失してしまいました。

そこで、これまで積み上げられてきた貴重なデータが残っております。町長は9月議会で次なる道の駅の話があったならば、使っていただきたいとお話をされましたが、このことはなかなか難しいのではないかと思います。膨大な時間とエネルギーを費やしたこのデータから、何とかまちの活性化、それぞれの振興に生かすことができないものか。再考をお願いするものであります。

また、この道の駅プロジェクトは、中村町長のシンボリックな意味合いをもつ存在であったと思います。それが断念されたままで従来からの一般的な政治課題だけをこなしていくだけであるならば、残された任期まではレームダッグ状態になってしまうのではないかと危惧をしておりましたが、その後、特に子育て支援策に大きく力を入れて取り組まれるとの声をお聞きいたしました。大胆で効果的な施策が期待できましょうか、お聞かせください。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、福井議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

「道の駅」につきましては、国道沿い以外の主要地方道沿いに建設をするということは、非常に困難をきわめるということも十分に念頭を入れての当町の活性化のためのビッグプロジェクトとして、産業と観光の面から、また農林水産物の出荷場の確保等を目的として「道の駅」は、必要不可欠として位置づけをしまして、私自身「夢」の実現に向かい努力をしてまいりました。

町議会議員の皆様方には、基本構想を作成する段階で、随時御相談を申し上げ、

御意見をいただきながら、また、住民の皆様方には、アンケートの調査や、ふれあいトークにて賛否両論の御意見もいただきました。

多くの皆様方の御賛同をしていただく立場での御意見も「道の駅」構想を樹立していく中で取り入れ、皆様方の心温かい強い後押しのもとに、ここ数年取り組んでまいりました。

身の丈相応のまちづくりというんで、議員さんにもよく過去に指摘されておりましたが、花火を上げるというときにはというんで、このまさしく時には花火、また先ほどの登議員さんが言われた表現でございしますが、ふさわしいかどうかわかりませんが、鉞を一発で打ちおろすというような形につながる施策として、私は今年の9月に基本構想ができ上がったところで、次のステップであるという計画から、実現へ推進していくという中で、建設予定地の接続道路の交差点、そして県道改良工事等交通安全の確保を最優先すべきと判断をいたしまして、もともと道の駅はもう少し候補地の予定地が非常に平準な条件で進めていくことができるのであれば、私の性格上、強引でも花火を打ち上げにいくところでもございましたが、残念ながら国交省の基準とか、道路交通法、いろんな面で、また一番私がかくつとききましたのは、やはり今、申し上げました命の安全といたしますか。交通の事故が多発している中で、この接続道路の交差点、そして県道の改良工事を度会町としても興業施設をするためには、普通のといたしますか。道路確保願いを申請するだけの安全確保ではなかなか至らなかったということがございまして、大変残念でございしますが、余り時間を引きずっても何だということの中で、皆さんに御迷惑をおかけしてもということでも断念という苦渋の決断に至りました。これまで住民の皆様方には、私と同じように夢を追い続けていただいたり、多大な御理解と御協力をいただきましたことに対しまして、この場をおかりしまして、心から感謝を申し上げますとともに、また、私の最後の力不足であったことも同時にお断りを申し上げます。

今後、町内には山積みする多くの課題がございますので、これに屈することなく、心新たに町の活性化にいろんな角度から一步一步の積み重ねを目標に全力を傾注してまいりたいと思っておりますので、よろしくまた今後ともお願いをいたします。

道の駅にこだわらずに、今後、農林水産物の出荷場の確保、また宮リバー度会パークの、これまで以上に集客、収益力の向上を目指し頑張ってまいりますので、議員の皆様方の、また適切なアドバイスや御意見での御協力をよろしくお願いをしたいと思います。

なお、道の駅の基本構想の資料につきましては、福井議員さんのおっしゃるとおり、今後何らかの形でせつかく数年もかけて積み上げたデータでございまして、この重要なデータになるのを、昨今担当課に大切に保管をし、明日の町づくりへとつないでほしい、つないでいきたいという考えのもとに指示をしたところでござい

ます。

さて、道の駅を断念した後は議員さんのおっしゃる子育て支援に大胆かつ効果的な施策を期待できないかとの質問がございましたが、この質問にはお答えしたいんですけど、道の駅のああいう大胆なプロジェクトは違いまして、非常に少子高齢化の大切な中の一つの少子化ということも子育て支援でございますので、私が道の駅のショックのあとで大変、私自身励みに感じるいい質問をいただきまして、心よりうれしく思っております。

平成29年の予算の編成に当たりましては、思い切った子育て支援対策を重点的に位置づけていきたいと考えております。ただ、具体的な施策が大胆かつ効果的な施策の範囲に入るかどうかはわかりませんが、私としては子育て支援対策、将来の子育て支援の延長線上にとらえ、財政状況が厳しい中ではございますが、関係担当課と内部協議を現在重ねております。3月定例会の協議会には具体的にお示しを予算とともにさせていただきたい。そして、またその方向性もお話を申し上げたいと思っております。非常にもったいぶった回答でございますが、特に若い保護者の皆さん方にも受け入れをしていただきやすい、理解をしていただきやすいような具体的な施策というのを、十分ではございませんが、予算づけしたいと思っておりますので、本日はこの件につきましては、このような答弁で御理解をいただければと思っております。今後とも、議員さんの皆さん方には継続をしてまちづくりの取り組みにつきまして、御支援・御協力をいただいておりますようお願いを申し上げまして、この答弁とさせていただきます。

○議長（八木 淳） 福井秀治議員。

○10番（福井 秀治） 御答弁ありがとうございます。

子育て支援は国、県、各自治体とも最大の政治課題であるわけでございます。すばらしい施策を期待いたします。

それから、ちょっと話が違うんですが、私は4年前に大野木区の副区長、今年には区長を務めさせていただいております。この道の駅構想につきましては、大変縁深い関係となっております。先だって9月議会での発表後、各地権者にあてました町長からの親書をもって説明に上がりました。全ての方が納得し理解をしていただきましたが、その中のお一人から注目すべき発言がありましたので、ちょっと言わせていただきます。

それは、大きな事業を行おうとするとき、必ずリスクは伴うものである。度会町は慎重過ぎるというか、マイナス思考が強く、なかなか物事が成就しない。一步前へ踏み出さなければ、まちの発展は望めないというようなことを言われました。道の駅が破綻した恨み節ともとれますが、それだけでもないようにも思えるところがありますので、あえてこの場で報告をさせていただきました。これについての答弁は

結構でございます。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八木 淳） 以上で、福井秀治議員の質問を終わります。

これをもちまして、一般質問は終わります。

◎各常任委員長 審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、各常任委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員長 登 喜三雄議員。

○予算決算常任委員長（登 喜三雄） 報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第60号 平成28年度度会町一般会計補正予算（第3号）について、教育長並びに関係課長、事務局長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（八木 淳） ただいまの予算決算常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務住民常任委員長より報告を求めます。

総務住民常任委員長 溝口 周生議員。

溝口議員においては、自席からの報告をお願いいたします。

○総務住民常任委員長（溝口 周生） 報告いたします。

総務住民常任委員会に付託されました、議案第61号 平成28年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第63号 平成28年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）、議案第64号 平成28年度度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第65号 平成28年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第66号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第67号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例について、議案第68号 度会町税条例の一部を改正する条例について、議案第69号 度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第71号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、議案第72号 辺地に係る公共的施設の総

合整備計画の変更について、以上10議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（八木 淳） ただいまの総務住民常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

総務住民常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業教育常任委員長より報告を求めます。

産業教育常任委員長 舟瀬 勝議員。

○産業教育常任委員長（舟瀬 勝） 報告いたします。

産業教育常任委員会に付託されました、議案第62号 平成28年度度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第70号 度会町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について、以上2議案について、関係課長、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの原案も原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（八木 淳） ただいまの産業教育常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

産業教育常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

よって、各常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

これで常任委員長報告を終わります。

◎討論（議案第60号～議案第74号、発議第8号）

日程第3 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第60号から議案第74号及び発議第8号についてを議題とし、討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第60号から議案第74号まで及び発議第8号の討論を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 異議なしと認め、これで討論を終わります。

◎採決(議案第60号～議案第74号、発議第8号)

日程第4 これよりお手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第60号から議案第74号及び発議第8号についてを採決いたします。

議案第60号 平成28年度度会町一般会計補正予算(第3号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって議案第60号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第61号 平成28年度度会町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって議案第61号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第62号 平成28年度度会町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって議案第62号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第63号 平成28年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって議案第63号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第64号 平成28年度度会町介護保険特別会計補正予算(第2号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって議案第64号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第65号 平成28年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって議案第65号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第66号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって議案第66号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第67号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって議案第67号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第68号 度会町税条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって議案第68号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第69号 度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって議案第69号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第70号 度会町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって議案第70号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第71号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって議案第71号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第72号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成多数であります。

よって議案第72号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第73号 度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成多数であります。

よって議案第73号は原案どおり同意されました。

続きまして、議案第74号 度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成多数であります。

よって議案第74号は原案どおり同意されました。

続きまして、発議第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成多数であります。

よって発議第8号は原案どおり可決されました。

以上、議案第60号から議案第74号まで及び発議第8号の16議案は全て原案どおり可決・同意されました。

暫時、休憩いたします。

（11時00分休憩）

（11時03分再開）

○議長（八木 淳） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案の上程（議案第75号、議案第76号）

追加日程第1 お諮りいたします。

本日町長より提出されました議案第75号「度会町職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第76号「度会町職員の育児休養等に関する条例の一部を改正する条例について」を、日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号及び議案第76号を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

◎提案理由の説明（議案第75号、議案第76号）

追加日程第2 議案第75号及び議案第76号を議題といたします。

それでは、提案者町長より提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、議案第75号、76号につきまして、上程の理由を説明をさせていただきます。

議案第75号 度会町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして及び議案第76号 度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

育児または介護を行う職員の職業生活と家庭生活につきまして、民間企業情勢及び人事院勧告に鑑み、労働環境を整備し両立をより一層容易にすべく、「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」の改正内容に準じて、当該条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いをいたします。

○議長（八木 淳） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

◎質疑（議案第75号、議案第76号）

追加日程第3 これよりお手元に配付いたしました議案第75号及び議案第76号に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

議案第75号及び議案第76号に対する質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

議案第75号及び議案第76号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号及び議案第76号は委員会の付託を省略いたします。

◎登録（議案第75号、議案第76号）

追加日程第4 これより討論を行います。

議案第75号 度会町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 討論なしと認めます。

議案第75号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、議案第76号 度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 討論なしと認めます。

議案第76号に対する討論を打ち切ります。

これで討論を終わります。

◎採決(議案第75号、議案第76号)

追加日程第5 これより議案第75号及び議案第76号についてを採決いたします。

議案第75号 度会町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって議案第75号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第76号 度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって議案第76号は原案どおり可決されました。

以上、議案第75号及び議案第76号の2議案は全て原案どおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

(11時09分休憩)

(11時12分再開)

○議長(八木 淳) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議員提出議案の上程（発議第9号）

追加日程第6 お諮りいたします。

本日議員提出されました発議第9号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを、日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 異議なしと認めます。

よって、発議第9号を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

◎提案理由の説明（発議第9号）

追加日程第7 発議第9号を議題といたします。

それでは、発議第9号に対して提出議員より提案理由の説明を求めます。

7番 浜岡裕之議員。

○7番（濱岡 裕之） 発議第9号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

平成28年12月15日提出

提出者 度会町議会議員 濱岡裕之

賛成者 度会町議会議員 牧 幸作

同じく 若宮 淳也

同じく 西井 仁司

同じく 溝口 周生

同じく 舟瀬 勝

同じく 登 喜三雄

同じく 岡村 広彦

同じく 木本タエ子

同じく 福井 秀治

提案理由

全国町村議会議長会において、地方議会議員の年金制度廃止以降、「地方議会議員の被用者年金制度への加入」に関する要請活動が展開されています。

このような情勢の中、被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月から、被用者の年金制度が厚生年金に統一されました。地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保につながっていくと考えられます。

上記のような理由から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急

に実現するよう強く要望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、意見書を提出する理由である。

以上です。

○議長（八木 淳） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

◎質疑、討論、採決（発議第9号）

追加日程第8 これよりお手元に配付いたしました発議第9号に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

発議第9号に対する質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

発議第9号について討論を省略して採決をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 異議なしと認めます。

よって、採決をいたします。

発議第9号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成多数であります。

よって発議第9号については、原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（11時16分休憩）

（11時20分再開）

○議長（八木 淳） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎委員会調査報告の申し出について

追加日程第9 総務住民常任委員長より、お手元に配付いたしました申出書のとおり、買い物、診療等に資する市町村運営有償運送に関する調査の件について、報告をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、追加日程として議題とし、報告を受けることに御異議ござ

いませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

よって、委員会の調査報告の件を日程に追加し、追加日程として議題とし、報告を受けることに決定いたしました。

◎委員会調査報告

追加日程第10 委員会の調査報告の件を議題といたします。

総務住民常任委員長の発言を許します。

総務住民常任委員長 溝口周生議員。

溝口議員においては、自席からの報告をお願いいたします。

○総務住民常任委員長(溝口 周生) 委員会調査報告書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、調査の結果を下記のとおり議会規則第77条の規定により報告いたします。

記

1、買い物、診療等に資する市町村運営有償運送に関する調査(継続調査)

(1)平成28年4月6日11時18分発 参加者 溝口周生、西井仁司、濱岡裕之、福井秀治、及び7日11時18分発で登喜三雄、敬称略。

現在運行中の町内バスに度会町役場前から川口までの区間試乗をし、状況を調査した。試乗した運行時のバス利用者はなかった。

(2)平成28年10月20日溝口周生、西井仁司、登喜三雄、濱岡裕之

買い物代行サービス(南伊勢町商工会運営)の状況を視察調査し、合わせて同町デマンドバスの併用システムについて、商工会並びに町役場の意見を聴取した。

(3)近隣市町(伊勢市、玉城町、明和町)の市町村運営有償運送の状況を資料により調査した。

2、意見

町内の高齢者は増加の一途をたどり、買い物にまた診療等に大変不便をきたしている。このことは食と医療という基本的な生活権を守る意味からもまた、高齢ドライバーの交通事故が多発し、社会的な課題となっていることもやがて同じ課題につながっていくこととなる。短期間の調査でその財政負担等にさらなる検討が必要ではあるが、現行の町営バスと近隣市町の市町村運営有償運送を比較、調査した結果、度会町においても高齢化社会に即した新しいバス運行システムの早急な構築が必要であるとの結論を得た。

よって、町議会として執行部にこの意見を送致願いたい。

以上です。

○議長（八木 淳） これで、委員会の調査報告の件を終わります。

◎閉会中の継続審査の申し出について

日程第5 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長、産業教育常任委員長及び議会改革特別委員長より、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 異議なしと認めます。

よって、委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

（11時25分休憩）

（11時27分再開）

○議長（八木 淳） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、ただいまお手元に配付いたしました事項について、日程に追加することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 異議なしと認め、追加日程として、議題とすることに決定いたしました。

◎議員派遣の件について

追加日程第11 議員派遣の件についてを議題とします。

議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおりに派遣することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおりに派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

これをもって、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしま

したので、平成28年第4回度会町議会定例会を閉会いたします。

(11時28分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員